

## おもてなし宣言291 募集要領

### 1 趣旨

福井県は、東尋坊や恐竜博物館・かつやま恐竜の森、大野まちなか、一乗谷朝倉氏遺跡、氣比神宮、大本山永平寺等、歴史や自然風土豊かな観光資源に恵まれ、多くの観光客が訪れている。

北陸新幹線福井・敦賀開業時に新幹線で来県する観光客の皆さまを温かくお迎えし「来てよかった」「また来たい」と感じてもらうため、開業に向けて特に行うおもてなしの取組をオールふくい福井県内の企業、団体等の皆さまに宣言、実践していただくことを目的とする。

### 2 おもてなし宣言291の申込

おもてなし宣言291の申込については、次のとおりとする。

#### (1) 申込者

おもてなし宣言291の申込を行うことのできる者は、原則として福井県内に事業所、活動拠点を置く民間企業、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）、その他の法人または任意の団体とする。

#### (2) 申込方法

申込者は、次項の内容及びその他の必要事項を記載した「おもてなし宣言291登録申込書」（以下、「申込書」という。）により福井県に対し、申込を行うものとする。

#### (3) 申込内容

ア 登録部門（下記5部門の中から選択）

- ① 接遇部門
- ② 美化部門
- ③ マナーアップ部門
- ④ 地域活動・社会貢献部門
- ⑤ 情報発信部門

イ 宣言内容

ウ 参加人数

宣言するおもてなしを実践する者の人数とする。

#### (4) 申込期間

原則、令和3年1月8日～令和6年3月31日とする。

### 3 おもてなし宣言291の登録

おもてなし宣言291の登録については、次のとおりとする。

#### (1) 登録の決定

県は、申込者から申込書を受領したときは、次のアからウの基準に照らし、宣言項目の全てまたは一部の登録を行うか否かを決定する。

なお、申込内容が不明瞭なときは、申込者に確認の上、削除または修正を求めることができるものとする。

[登録決定基準]

ア 公序良俗に反するまたは反する恐れがないこと

イ 申込者の単なる宣伝活動となるような内容でないこと

ウ おもてなし宣言 291 の趣旨に合わない内容でないこと

#### (2) グッズ等の交付

ア 県は、前項により登録を決定した場合は、「おもてなし宣言 291 登録証」を作成し、登録ステッカー等のグッズ（以下、「グッズ」という。）を添え、登録者に交付する。

イ 登録者は、県から交付のあったグッズを参加者に配布するものとする。

#### (3) 登録の追加、変更または中止

ア 登録者は、登録内容に追加、変更または中止があった場合は、速やかに県へ報告するものとする。

イ 県は、登録者から前号の報告があった場合は、必要に応じ、ホームページを変更するなどの手続を行うものとする。

#### (4) 登録の取り消し

登録者が虚偽の申し込みを行ったことが判明したとき、または、登録決定基準のアからウのいずれかに反することが判明したときは、県は、登録を取り消すことができる。

### 4 おもてなし宣言 291 の公表

県は、おもてなし宣言 291 の登録を決定したときは、ホームページへ掲載するものとする。

### 5 その他

県は、登録者の協力のもと、当該登録者の実践内容等取材し広報を行うなど、おもてなし宣言 291 の取組を広めるよう努めるものとする。